（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第五十四条の三　保険会社は、法第百条の三ただし書の規定によるやむを得ない理由があることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

２　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第百条の三各号に掲げる取引又は行為をすることについて第五十四条第一項に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

第五十四条の三の二　保険会社は、法第百条の三ただし書の規定による要件を満たすことについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該保険会社に関する次に掲げる書類

イ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（当該保険会社が相互会社である場合には、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ　当該承認後における収支の見込みを記載した書類

三　第五十四条第二項第二号に規定する条件を記載した書類

四　第五十四条第二項第二号に規定する条件の決定が取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する取締役会の議事録

五　その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

２　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が第五十四条第二項に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

（専門子会社の業務等）

第五十六条　法第百六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、当該保険会社、その子会社（法第百六条第一項第一号から第二号の二まで及び第八号に掲げる会社に限る。）その他第四項各号に掲げる者（次項第二号及び第十七項第二号イにおいて「保険会社等集団」という。）の行う業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務（当該保険会社が銀行等会社（銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合にあっては次条第二項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務を、当該保険会社が証券専門会社等（法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（第五十八条の六において「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（第五十八条の六において「証券仲介専門会社」という。）又は有価証券関連業を行う外国の会社をいう。第十七項第二号ロ及び第二百十条の七第十四項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあっては次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務を、当該保険会社が信託専門会社等（法第百六条第一項第七号に規定する信託専門会社、同項第十二号ロに規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）又は信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。第二百八条第二項第二号において同じ。）を営む外国の会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）にあっては次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第五十四条の三　保険会社は、法第百条の三ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

２　金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第百条の三各号に掲げる取引又は行為をすることについて第五十四条に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

［条を加える。］

（専門子会社の業務等）

第五十六条　［同上］

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等（法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務については証券子会社等（法第百六条第二項第七号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等（法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。